

平成25年5月30日

屋外における子どもの事故の防止について（注意喚起）

子どもは成長とともに活動範囲が広がり、周りのものに広く興味をもつようになりますが、身体的にも感覚的にも発達の途中であり危険に対する認識や知識が不十分なため、事故にあう危険性が高くなり、屋外においても多くの事故が発生しています。

NITE製品安全センターに通知された製品事故情報（※1）のうち、0～14歳の子どもが被害にあった事故（以下「子どもの事故」とする※2）は、平成19年度から23年度までの5年間に、1,029件ありました。そのうち屋外では396件の事故が発生しています（※3）。また、発生時期をみると約半数が5～8月の4カ月間で発生しています。

製品別では、「ベビーカー」122件、「自転車用幼児座席」72件、「自転車」60件の事故等が発生しています。また被害状況別にみると、死亡事故1件、重傷事故84件、軽傷事故278件で人的被害は合計363件ありました。

さらに、事故発生状況を被害者の年齢別に層別すると、次のような事故が多く発生しています。

（1）乳幼児（0～3歳）

- ・ベビーカーの折り畳み部に子どもの指が挟まれた。
- ・ベビーカーの背もたれ部の固定ねじが振動等で外れて、子どもが落下した。

（2）幼児（4～6歳）

- ・自転車用幼児座席で、転倒等の衝撃や取り付け不備のため、足乗せ部が破損し、足が巻き込まれた。

（3）小中学生（7～14歳）

- ・樹脂製サンダルとアクセサリーの留め具の間につめが入り込んだ。
- ・自転車の前輪に泥除けや傘等の異物を巻き込み転倒した。

子どもの事故は、子ども自身が起こす事故だけでなく、保護者がかかわる事故も多くあります。屋外で遊ぶ等、外に出る機会が多くなる季節を迎え、保護者の方に注意していただくことで未然に防げる事故も多くあることから、社告・リコール情報の周知も含め、注意喚起を行うこととしました。

（※1）消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集した非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。公園の遊具等の事故は含まない。

（※2）子どもの事故の年齢範囲は、0～14歳までとする。（ISO/IECガイド50安全側面「子どもの安全の指針」より）また、乳児とは0歳のもの、幼児とは1歳から6歳の小学校就学前までとする（母子健康法）。

（※3）平成25年4月30日現在、重複、対象外情報を除いた件数で、事故発生日に基づき集計。

1. 屋外における子どもの事故について

(1) 年度別事故発生件数及び被害状況について

屋外における子どもの事故は平成19年度から23年度までの5年間に396件ありました。「年度別事故発生件数及び被害状況」を図1に示します。

事故件数は、平成19年度から平成22年度まで増加傾向にありましたが、平成23年度においては、前年比40%に減少しています。これは、平成19年度から22年度まではベビーカーの事故が113件（現時点で社告・リコールの行われている製品の事故は79件）、平成22年度は自転車用幼児座席の事故が49件（現時点で社告・リコールの行われている製品の事故は46件）による事故が発生していましたが、社告・リコールが行われ、平成23年度はそれぞれ9件と7件に減少したためです（図2）。

平成23年度は事故件数は減少したものの、重傷の事故は44件中17件（38.6%）と依然として多く発生しています（5年間では死亡・重傷の事故は396件中85件（21.5%））。

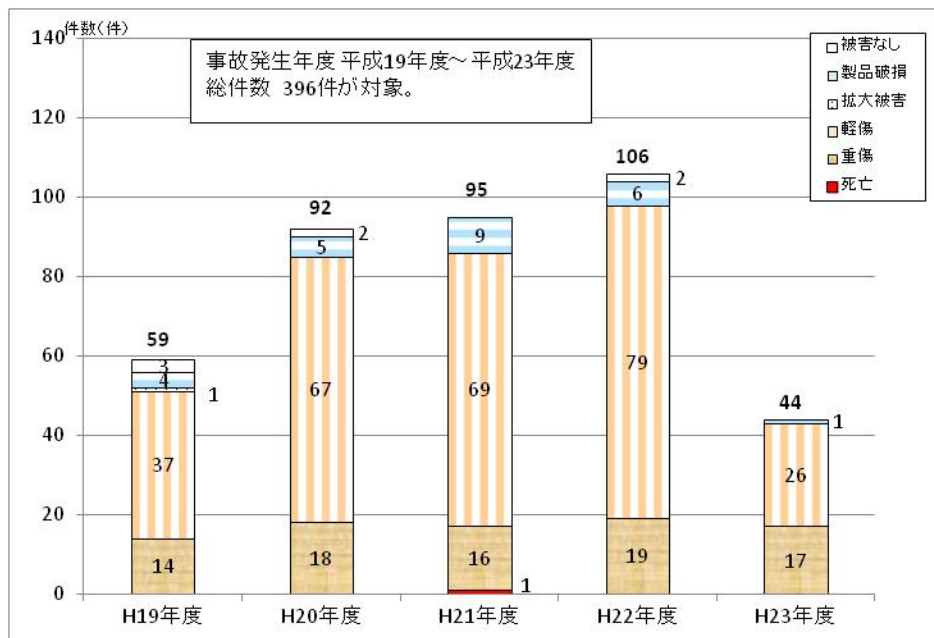


図1 年度別事故発生件数及び被害状況

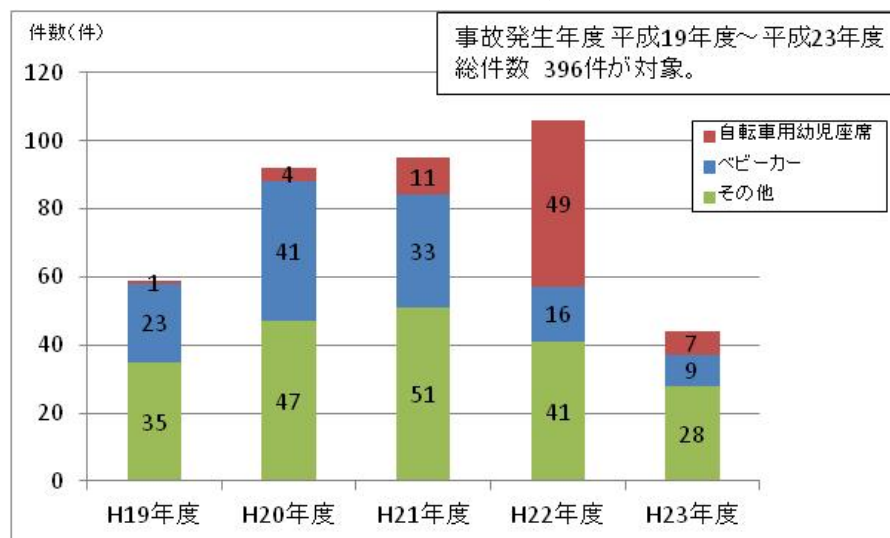


図2 製品別年度別事故発生件数

(2) 事故の月別発生件数について

屋外における子どもの事故において、事故発生月が判明した382件について「月別発生件数」を図3に示します。

月別にみると事故は、屋外で過ごす機会が多くなる春から夏の時期（5月～8月）に増加しており、この期間で約半数の事故が発生しています。

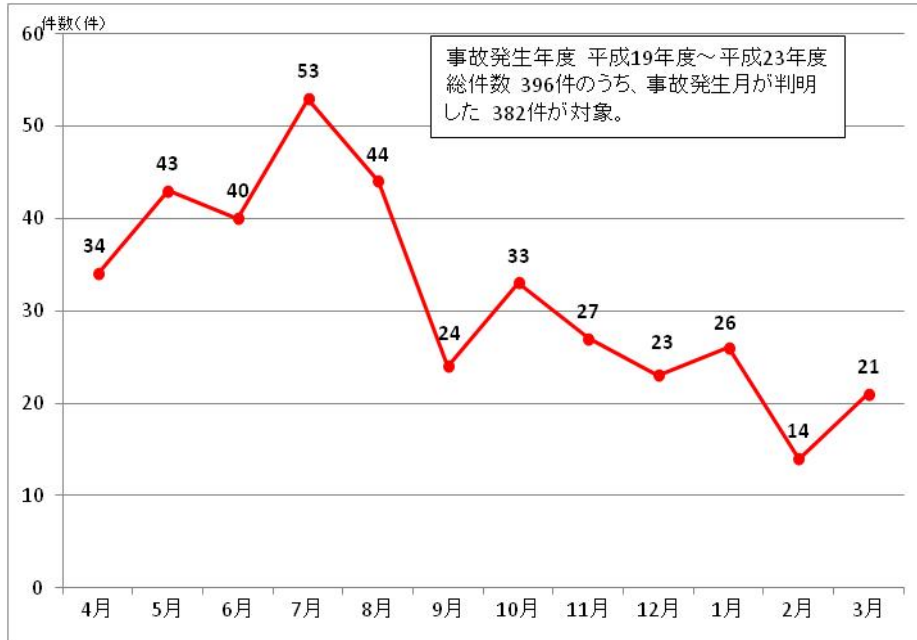


図3 月別発生件数

(3) 事故の年齢別被害者数について

屋外における子どもの事故において人的被害にあった365人（363件）について、「年齢別被害者数」を図4に示します。

ベビーカーでの事故が多く、乳幼児（0～3歳）の事故が多く発生しています。また、幼児（4～6歳）では自転車用幼児座席、小中学生（7～14歳）では自転車による事故が目立っています。さらに、死亡事故1件は除雪機を使用中に近くにいた4歳の子どもがローターに巻き込まれたものです。

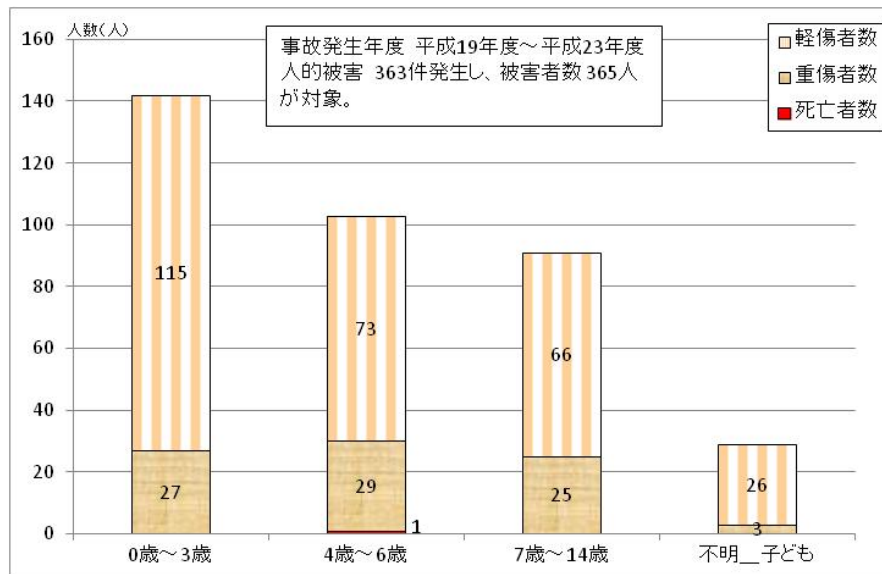


図4 年齢別被害者数

(4) 事故の原因と被害について

屋外における子どもの事故の事故原因区分別発生件数を図5に示します。

事故原因区分別では、「製品に起因する事故（事故原因区分A、B、G3）」は177件（44.7%）、「製品に起因しない事故（事故原因区分D、E、F）」は85件（21.5%）、「原因不明のもの（（事故原因区分G3を除いたG）」は108件（27.3%）となっています。「製品に起因する事故」177件のうち、社告・リコール対策の取られていた製品での再発事故は61件ありました。

子どもの事故では、事故の発生状況等が十分に聞き取れないことが多く、NITEで事故原因分析を行っている他の製品（平均16%）に比較して、原因不明Gに分類される割合が11ポイント程度高くなっています。

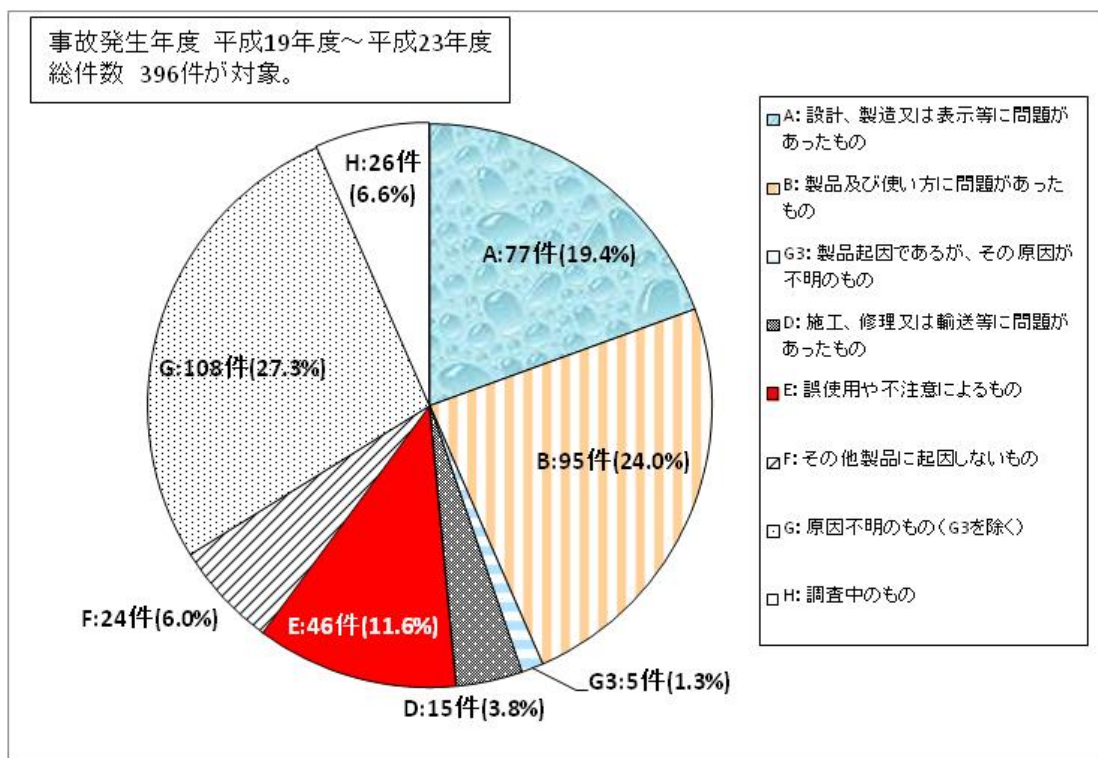


図5 事故原因区分別発生件数

「事故原因区分別被害状況」を表1に示します。

「製品に起因する事故」177件のうち、重傷と軽傷を合わせた人的被害件数は165件（93.2%）。また、「製品に起因しない事故」85件のうち、死亡、重傷と軽傷を合わせた人的被害件数は83件（97.6%）発生しており、「製品に起因する事故」に比べて件数は少ないものの、死亡・重傷事故件数ではほとんど差がなく、誤使用や不注意によるものなど「製品に起因しない事故」の方が重傷になる割合が高くなっています。

表1 事故原因区分別被害状況（※4）

被害状況 事故原因区分		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A：設計、製造又は表示等に問題があったもの		7 (7)	62 (62)		5	3	77 (69)
	B：製品及び使い方に問題があったもの		15 (15)	77 (78)		3		95 (93)
	C：経年劣化によるもの							0 (0)
	G3：製品起因であるが、その原因が不明のもの		1 (1)	2 (2)		2		5 (3)
	小計	0 (0)	23 (23)	141 (142)	0 (0)	10 (0)	3 (0)	177 (165)
製品に起因しない事故	D：施工、修理、又は輸送等に問題があったもの		3 (3)	11 (11)		1		15 (14)
	E：誤使用や不注意によるもの	1 (1)	10 (10)	34 (34)		1		46 (45)
	F：その他製品に起因しないもの		13 (13)	11 (11)				24 (24)
	小計	1 (1)	26 (26)	56 (56)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	85 (83)
G：原因不明のもの (G3を除く)			15 (15)	76 (76)	1	12	4	108 (91)
H：調査中のもの			20 (20)	5 (6)		1		26 (26)
合計	事故件数 被害者数	1 (1)	84 (84)	278 (280)	1 (0)	25 (0)	7 (0)	396 (365)

（※4）平成25年4月30日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、（ ）の数字は被害者数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(5) 種類別の被害状況

「製品別の被害状況」を表2に示します。

事故は、ベビーカーが最も多く122件、次に自転車用幼児座席72件、自転車60件、アクセサリ27件の順になっています。

その他には、死亡事故のあった除雪機のほか、重傷事故のあった三輪車、一輪車、カセットこんろ等があります。

表2 製品別の被害状況(件)

製品の種類	被害状況			人的被害		物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損				
ベビーカー		9 (9)	106 (106)		3	4	122 (115)		
自転車用幼児座席		21 (21)	49 (49)		2		72 (70)		
自転車		23 (23)	27 (27)		10		60 (50)		
アクセサリ (サンダル用、髪飾り等)		1 (1)	26 (26)				27 (27)		
靴		4 (4)	10 (10)			2	16 (14)		
花火		6 (6)	9 (9)				15 (15)		
アウトドア用品 (キックスクーター、スキー用ビンディング等)		7 (7)	5 (5)		2		14 (12)		
玩具 (こま等)			13 (13)	1			14 (13)		
車庫用門扉		5 (5)					5 (5)		
その他 (三輪車、一輪車、除雪機等)	1 (1)	8 (8)	33 (35)		8	1	51 (44)		
合計	1 (1)	84 (84)	278 (280)	1 (0)	25 (0)	7 (0)	396 (365)		

(6) 事故の現象別被害状況

年齢の判明した362件について、年齢別に「現象別被害状況」を表に示します。

乳幼児(0~3歳)に起きた事故152件について、現象別被害状況を表3に示します。

表3 乳幼児（0～3歳）の事故の現象別被害状況

現象の内容	被害状況	人的被害			物的被害		合計
		死亡	重傷	軽傷	製品破損	被害なし	
①ベビーカーの折り畳み部に子どもの指が挟まれた。			5 (5)	43 (43)			48 (48)
②ベビーカーの背もたれ部の固定ねじが振動等で外れて、子どもが落下した。				10 (10)			10 (10)
③ベビーカーの固定ベルトが緩んでいたために、子どもがずり落ちた。			1 (1)	7 (7)		1	9 (9)
④樹脂製サンダルとアクセサリーの留め具の間につめが入り込んだ。				6 (6)			6 (6)
⑤ベビーカーの強度不足により使用中に亀裂が入り、破損し、子どもが転落等した。				2 (2)	2		4 (2)
⑥ベビーカーの突出部に接触して擦過傷を負った。				4 (4)			4 (4)
⑦子守帯の連結部の固定が不十分で子どもが落下した。				3 (3)			3 (3)
⑧自転車用幼児座席で、転倒等の衝撃により足乗せ部が破損し、足が巻き込まれた。			2 (2)	1 (1)			3 (3)
⑨その他			13 (13)	37 (38)	5	3	58 (51)
⑩調査中			6 (6)	1 (1)			7 (7)
合計	事故件数 被害者数	0 (0)	27 (27)	114 (115)	7	4	152 (132)

幼児（4～6歳）に起きた事故108件について、現象別被害状況を表4に示します。

表4 幼児（4～6歳）の事故の現象別被害状況

現象の内容	被害状況	人的被害			物的被害		合計
		死亡	重傷	軽傷	製品破損	被害なし	
①自転車用幼児座席で、転倒等の衝撃や取り付け不備により足乗せ部が破損し、足が巻き込まれた。			4 (4)	24 (24)	1		29 (28)
②ベビーカーの折り畳み部に子どもの指が挟まれた。			1 (1)	5 (5)			6 (6)
③樹脂製サンダルとアクセサリーの留め具の間につめが入り込んだ。				5 (5)			5 (5)
④自転車用幼児座席や幼児用自転車で、締付不足により、部位が脱落し、転落等した。				3 (3)	1		4 (3)
⑤車庫用門扉で、スイッチ付近の回動部に指が挟まった。			3 (3)				3 (3)
⑥玩具（こま）で、周囲を確認しなかったため、樹脂製のひもを顔に当ててしまった。				3 (3)			3 (3)
⑦その他		1 (1)	14 (14)	33 (33)	2	1	51 (48)
⑧調査中			7 (7)				7 (7)
合計	事故件数 被害者数	1 (1)	29 (29)	73 (73)	4	1	108 (103)

小中学生（7～14歳）に起きた事故102件について、現象別被害状況を表5に示します。

表5 小中学生（7～14歳）の事故の現象別被害状況

現象の内容	被害状況		物的被害			合計	
	人的被害 重傷	人的被害 軽傷	拡大被害	製品破損	被害なし		
①樹脂製サンダルとアクセサリーの留め具の間につめが入り込んだ。		11 (11)				11 (11)	
②自転車の前輪に泥除けや傘等の異物を巻き込み転倒した。	6 (6)	4 (4)				10 (10)	
③二人用タンDEM自転車の後輪に足が巻き込まれた。		3 (3)				3 (3)	
④玩具（こま）で、周囲を確認しなかったため、樹脂製のひもを顔に当ててしまった。		3 (3)				3 (3)	
⑤自転車用幼児座席で、転倒等の衝撃により足乗せ部が破損し、足が巻き込まれた。		3 (3)				3 (3)	
⑥その他	14 (14)	38 (38)	1	10	1	64 (52)	
⑦調査中	5 (5)	3 (4)				8 (9)	
合計							
	事故件数	25	65	1	10	1	102
	被害者数	(25)	(66)				(91)

(7) 事故の状況について

屋外における子どもの事故の状況について、事故の製品を4つのタイプに分け、製品用途タイプ別に表6に示します。

タイプAは、一般向けの製品(※5)を保護者が使用中に側の子どもが被害にあった事故で、自転車本体の事故で子どもが転落した等、19件(4.8%)発生しています。

タイプBは、一般向け製品を子どもが使用中に、子ども自身が被害にあった事故で、小中学生が自転車を使用中、前輪に異物が巻き込まれた等、61件(15.4%)あります。

タイプCは、子どもを乗せる製品を保護者が使用中に子どもが被害にあった事故で、ベビーカーの折り畳み部で子どもの指が挟まれた等、207件(52.3%)と最も多くなっています。

タイプDは、玩具等の子ども向けの製品(※5)を子どもが使用中に、子ども自身が被害にあった事故で、樹脂製サンダルとアクセサリーの留め具の間につめが入り込んだ等、109件(27.5%)あります。

特にベビーカーや自転車用幼児座席等、タイプCの子どものために大人が使用する製品の事故が約5割(207件)を占めることが、屋外における子どもの事故の特徴といえます。そのため、使用させる前に大人の注意によって防ぐことが可能な事故が多くなっています。

表6 製品用途タイプ別事故件数

	乳幼児 (0~3歳)	幼児 (4~6歳)	小中学生 (7~14歳)	年齢不明 (0~14歳)	合計
タイプA:一般向けの製品を保護者が使用中に子どもが被害	7	9	0	3	19
自転車	5	5		2	12
その他(カセットこんろ、靴等)	2	4		1	7
タイプB:一般向けの製品を子どもが使用中に子どもが被害	2	5	52	2	61
自転車			37	1	38
アウトドア用品(スキー用ビンディング、ゴーグル)		2	7		9
車庫用門扉	2	3			5
衣類(冷却用スカーフ)			3	1	4
その他			5		5
タイプC:子どものために大人が使用する製品を保護者が使用中に子どもが被害	114	66	7	20	207
ベビーカー	97	7		18	122
自転車用幼児座席	8	55	7	2	72
自転車	6	4			10
子守帯	3				3
タイプD:子ども向けの製品を子どもが使用中に、子どもが被害	29	28	43	9	109
アクセサリー(サンダル用等)	6	9	11	1	27
靴	3	3	8	1	15
花火	4	3	6	2	15

玩具(こま等)	2	5	7		14
幼児用乗物(三輪車等)	7	1			8
自転車(子ども車)	1	2	3		6
自転車(幼児用)	3	3			6
アウトドア用品(キックスケーター等)			3	2	5
その他	3	2	5	3	13
合計	152	108	102	34	396

(※5) 一般向けの製品：大人が使用することを目的とした製品

子ども向けの製品：子どもが使用することを目的とした製品

(8) 事故事例の概要について

屋外における子どもの事故について、現象別に事例を示します。

(ア) 乳幼児（0～3歳）の事故

① ベビーカーの折り畳み部に子どもの指が挟まれた。

○平成23年6月4日（静岡県、0～3歳・男児、軽傷）

（事故内容）

ベビーカーを開こうとしたところ、折り畳み部に子どもの小指が挟まり、裂傷を負った。

（事故原因）

子どもが近くにいるときにベビーカーを開いたため、折り畳み部にあった子どもの指がフレームとその受け部に挟まれ、負傷したものと推定される。

なお、折り畳み部に挟み込みの注意喚起を促す警告表示はなかった。

（社告・リコール対象品による事故）

② ベビーカーの背もたれ部の固定ねじが振動等で外れて、子どもが落下した。

○平成20年6月8日（千葉県、0～3歳・女児、軽傷）

（事故内容）

ベビーカーの背もたれ部のフレームを固定している取付ネジが外れて背もたれが傾いたため、幼児の頭が路面に接触してけがを負った。

（事故原因）

ハンドルサポート右側の取付けネジに折り畳む際に緩み易い右ネジを使用していたことにより、折り畳み操作や使用時の振動等でネジの緩みが発生し、ハンドルサポート取付ネジが脱落し、ベビーカーが右側へ傾き、ベビーカー及び乗っていた幼児がバランスを失い落下したものと推定される。

（社告・リコール対象品による事故）

③ ベビーカーの固定ベルトが緩んでいたために、子どもがずり落ちた。

○平成23年4月13日（埼玉県、0～3歳・男児、軽傷）

（事故内容）

使用中のベビーカーから子どもがずり落ち、くるぶし部分が前輪の車輪の間に挟まり、軽傷を負った。

（事故原因）

股ベルト及び肩ベルトが緩んでいる状態で使用したため、子どもの身体が下方にずり落ち、くるぶし部分が前輪の車輪間に挟まったものと推定される。

なお、取扱説明書には「ベビーカーの各部を調節する際には、乳幼児が可動部分に触れたりすることのないよう、十分ご注意ください。」旨、記載されている。

◎ 自転車の歯車部に手を挟んだ。

○平成21年8月19日（福岡県、0～3歳・女児、重傷）

（事故内容）

子どもが、子ども用マウンテンバイク型自転車で乗用目的以外で遊んでいる際、歯車部分に手を挟み重傷を負った。

（事故原因）

子どもが、ペダルを手で回して遊んでいた際に、誤って歯車部分に指が巻き込まれたものと推定される。

なお、歯車部分の上側はカバーで覆われている。

◎ 三輪車のねじが外れて転倒した。

○平成23年1月3日（東京都、0～3歳・男児、軽傷）

（事故内容）

子どもが三輪車に乗用中、ハンドルの留め金が外れて転倒し、顔などに軽傷を負った。

（事故原因）

三輪車は、前ホークシステム長が設計値よりも3mm短く、ハンドルに差し込んだ際に、差込口内部で十分に固定されずにながたつきが生じていたため、ハンドル固定ねじが使用中に緩み、ねじが外れてハンドルが抜け、被害者がバランスを崩し転倒したものと推定される。

なお、三輪車のねじは紛失しており、消費者（保護者）は使用前にねじの点検をしていなかった。

（イ）幼児（4～6歳）の事故

① 自転車用幼児座席で、転落等の衝撃や取り付け不備により足乗せ部が破損し、足が巻き込まれた。

○平成23年11月4日（千葉県、4～6歳・女児、重傷）

（事故内容）

子どもを自転車用幼児座席に乗せて自転車で走行中、右側足乗せ部が脱落し、子どもの足が後輪に巻き込まれ、負傷した。

（事故原因）

足乗せ部に傷や大きな変形が認められ、後ろ側支柱を止めるフックが浮いた状態であったことから、転倒等の衝撃により取付板部に亀裂が発生し、使用中に繰り返される負荷により取付板部より破損したものと推定される。

（社告・リコール対象品による事故）

◎ 作業中の除雪機に巻き込まれた。

○平成22年2月13日（秋田県、4～6歳・男児、死亡）

（事故内容）

除雪作業中、側にいた子どもが除雪機の回転部（オーガ部）に巻き込まれ、死亡した。

（事故原因）

除雪作業中の除雪機の側にいた子どもが、除雪機前部で回転中のオーガ部に巻き込まれたものと推定される。

なお、除雪機には、運転中に集積口に手・足などを絶対に近づけない、運転中は周囲に人を近づけない等の禁止事項が取扱説明書及び本体表示に記載されている。

（ウ）小中学生（7～14歳）の事故

① 樹脂製サンダルとアクセサリーの留め具の間につめが入り込んだ。

○平成20年8月7日（岐阜県、7～14歳・男子、軽傷）

（事故内容）

子どもがサンダルに専用のアクセサリーを付けて履いていたところ、転倒し、左足中指の爪が半分剥がれた。

(事故原因)

樹脂製サンダルとアクセサリーの留め具端部の間に隙間ができていたため、爪が入り込み、けがを負ったものと推定される。

② 自転車の前輪に泥除けや傘等の異物を巻き込み転倒した。

○平成22年7月11日(神奈川県、7～14歳・男子、軽傷)

(事故内容)

自転車で走行中、突然前輪がロックされたために投げ出され、頭部を強打した。

(事故原因)

左前ホークが外側及び後方に変形しており、左の前輪泥除けステーにも変形が見られること、また、スポークに変形や異物の付着が認められることから、走行中にホークやステーとスポークの間に左側後方から異物が噛みこんで急制動がかかり、転倒したものと推定される。

◎ ローラー付きの靴を使用中に転倒した。

○平成22年3月15日(神奈川県、7～14歳・女子、重傷)

(事故内容)

自宅前の道路でローラー付きの靴を履いて滑っていたところ、転倒し、負傷した。

(事故原因)

使用者が、ローラー付きの靴を使用中に転倒し、事故に至ったものと推定される。

なお、取扱説明書には、「使用する際は必ずプロテクター(ヘルメット、ひじパッド、ひざパッド、リストガード)を着用する」旨、記載されている。

2. 子どもの事故の防止について

製品を取り扱う際には、取扱説明書の注意事項を守るとともに、次の事項にご注意ください。子どもは、大人と比較すると身体機能、生理機能、心理特性、感覚機能、生活構造が異なり（別紙2参照）、身体の成長とともに活動範囲が広がり、さまざまなものに興味を持つ一方で、危険に対する認識、知識が十分でないことから、事故の被害者になりやすく、重篤な事故につながる可能性もあります。子どもの事故を防止するために、保護者の方は、子どもの年齢、成長の状況に応じて次の点に注意してください。

(1) 乳幼児（0～3歳）の事故の防止

①ベビーカーの事故

- ・子どもが近くにいるときに、ベビーカーを開閉する場合は特に注意してください。子どもが指を挟み、けがをすることがあります。
- ・固定ベルトはきちんと装着してください。ベルトが緩んでいると子どもが落下する恐れがあります。
- ・部品に亀裂やがたつきがないか確認してください。破損し、子どもが落下する恐れがあります。

②自転車の事故

- ・子どもが落下する恐れがあります。子どもを乗せたら自転車から手を離さないようにしましょう。子どもを乗せて使用すると運転中のみならず、停車中もバランスを崩しやすくなります。
- ・子どもはさまざまなことに興味をもち、触れてみたりするので、乗車時以外にもけがをすることがあります。特にギアなどに触れていないか、気をつけてください。
- ・子どもは体重は軽いものの、使用前に保護者がねじの緩みはないか、がたつきはないか等、確認をしてあげてください。部位が外れて子どもが転倒する恐れがあります。

(2) 幼児（4～6歳）の事故の防止

①自転車用幼児座席の事故

- ・幼児座席は、適切に取り付けてください。不安な場合には、販売店で行ってください。また、自転車が転倒した後等は、幼児座席が変形、破損していないか確認してください。不適切な取り付けや変形がある状態で使用すると、足乗せ部が破損し、後輪に子どもの足が巻き込まれることがあります。
- ・幼児座席は、道路交通法により、6歳未満と定められています。6歳以上の子どもは乗せることができません。
- ・幼児座席を使用する際には、自転車の荷台の最大積載質量を確認してください。最大積載質量27kgまたは25kg以外の自転車では使用できません。自転車がふらつきやすくなったり、荷台が外れて幼児座席ごと脱落する恐れがあります。

②除雪機の事故

- ・子どもは成長とともに活発になり、活動範囲も広がり、思わぬ動きをすることもあります。除雪機等を使用している際には周囲に子どもがいないか、よく確認してください。子どもを巻き込んでしまう恐れがあります。

(3) 小中学生（7～14歳）の事故の防止

①玩具やアウトドア用品等の事故

- ・玩具やアウトドア用品等を子どもが使う際には、対象年齢に合っているか、指を挟みそうな隙間や傷を負いそうなバリはないか等、事前に確認してください。また、子どもが初めて使用する際には、保護者が取扱説明書を一緒に読み、一緒に使う等、安全な使い方、保管方法を確認してから、使用するよう注意してください。

②自転車の事故の防止

- ・ハンドルに買い物袋を下げたり、傘等をつりさげて乗らないでください。車輪に巻き込まれると危険です。

③その他の事故

- ・子どもは成長するに従って、さまざまな製品を使用します。時折、保護者の方も一緒に使用方法を確認等して、正しく使用するようしてください。

また、製品に起因する事故については、社告・リコールの対策がとられているものがあります。使用している製品が社告・リコールされていないか、N I T EのHPで確認してください。

○ リコール製品による事故の防止について

リコールの行われている製品でないか、確認してください（参考）。もし、該当していれば、ただちに使用を中止して、製造事業者や販売店に連絡してください。

そのまま使用すると、

- ・幼児座席は足乗せ部が破損して、足が車輪に巻き込まれる。
- ・ベビーカー（乳母車）は指が折り畳み部に挟まれたり、振動等で緩み、背もたれが傾き、子どもが落下する。
- ・車庫用門扉は回転軸周りで指を挟む（平成20年以降の発生なし）。

等の恐れがあります。

(別紙)

○本文中では、事故原因区分を以下の表のように対応させています。

	区分記号	事故原因区分	本文表記
製品に起因する事故	A	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの	設計、製造又は表示等に問題があったもの
	B	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの	製品及び使い方に問題があったもの
	C	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	経年劣化によるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品起因であるが、その原因が不明のもの
製品に起因しない事故	D	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの
	E	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの	誤使用や不注意によるもの
	F	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの	その他製品に起因しないもの
	G	原因不明のもの(G3は除く)	原因不明のもの(G3は除く)
	H	調査中のもの	調査中のもの

(参考)

1. 子どもの事故の社告・リコール製品について

N I T Eに通知された屋外における子どもの事故のうち、平成19年度から平成23年度までに発生した事故は396件あり、そのうち社告・リコールを行った製品による事故は175件ありました。このうち、社告・リコール後に発生した事故は61件ありました。

「リコール製品での事故の製品別の被害状況」を表1に、「リコール製品での再発事故の製品別の被害状況」を表2に示します。(なお、社告・リコールには消費者への注意喚起等を含みます。)

リコール製品での再発事故は、自転車用幼児座席が最も多く40件、次にベビーカー15件、車庫用門扉3件、その他3件の順になっています。

また、N I T Eでは、事業者等が行ったリコール情報を同一形式に編集し公開していません。

(<http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html>)

以下からリコール情報の検索もできます。

<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

(検索サイトを利用する場合には、「N I T E」、「リコール」等の言葉で検索してください)

※注意喚起らし、注意喚起リーフレット、P Sマガジンでも社告・リコール情報を提供しています。

<http://www.nite.go.jp/jiko/chirashi/chirashi.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/leaflet.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/psm/index.html>

表1 リコール製品での事故の製品別の被害状況 (件)

製品の種類	被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
ベビーカー			5 (5)	73 (73)		1	2	81 (78)
自転車用幼児座席			20 (20)	45 (45)		1		66 (65)
玩具(こま)				7 (7)				7 (7)
アクセサリ(サンダル用)				6 (6)				6 (6)
車庫用門扉			5 (5)					5 (5)
その他				7 (8)		2	1	10 (8)
合計		0 (0)	30 (30)	138 (139)	0 (0)	4 (0)	3 (0)	175 (169)

表2 リコール製品での再発事故の製品別の被害状況（件）

被害状況 製品の種類	人的被害			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
自転車用幼児座席		9 (9)	31 (31)				40 (40)
ベビーカー			14 (14)		1		15 (14)
車庫用門扉		3 (3)					3 (3)
その他			2 (2)		1		3 (2)
合計	0 (0)	12 (12)	47 (47)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	61 (59)

2. 事故の被害別事故件数について

N I T Eに通知された屋外における子どもの事故のうち、平成19年度から平成23年度までに発生した事故は396件あり、そのうち人的被害のあった363件の「被害状況別事故件数」を表3に示します。

裂傷83件、打撲70件、擦過傷59件、骨折40件等が発生しています。

表3 被害状況別事故件数（件）

被害状況	死亡	重傷	軽傷	合計
裂傷	0	27	56	83
打撲	0	5	65	70
擦過傷	0	0	59	59
骨折	0	33	7	40
爪の剥がれ	0	3	25	28
内出血	0	0	25	25
やけど	0	7	9	16
挟まれ、腫れた	0	0	11	11
炎症	0	0	7	7
その他	1	9	14	24
合計	1	84	278	363

子どもの身体、生活構造等

(1) 身体機能

- ・運動機能未発達 (不十分)
- ・身長、体重の増加
- ・関節の可動域拡大

○発達に従って、注意するものが変化

(布団などの柔らかいものによる窒息から、滑り台やブランコなどによる転落、打撲まで)

(2) 生理機能

- ・排泄機能が未発達 (不十分)
- ・体温調節機能が未発達 (不十分)
- ・睡眠時間が長く、眠りが深い

○適切な室温管理が必要、通常の警報機では目を覚まさない

(3) 心理特性

- ・新しいものに興味を示す
- ・行動範囲とともに興味の範囲が広がる

○なんでも口に入れる、手を突っ込む、穴に入る、高いところに登る、高いところにあるものをとろうとする等

(4) 感覚機能

- ・温熱感覚機能が未発達 (不十分)
- ・視覚・聴覚・嗅覚・触覚等が未発達 (不十分)

○熱いもの、危ないものが判別できない

(5) 生活構造

- ・行動範囲が徐々に広がる
- 危険な場所が徐々に拡大

以上、ISO/IEC g t f ガイド50安全側面「子どもの安全の指針」を参考にNITE作成。

◆乳児とは、0歳のもの、幼児とは1歳から6歳の小学校就学まで
(母子健康法)

1. SGマークについて

品質・安全性についての基準に適合した製品には認証マーク（SGマーク）が貼付されています。購入の際には参考にしましょう。

乳母車の折り畳み機構部で幼児の手指を挟み込む事故が発生したことを受け、2007年5月30日付で経済産業省から乳母車（ベビーカー）のSG基準の改正が要請されました。一般財団法人製品安全協会は、業界団体と協力して2007年6月から安全対策の検討会を発足し、検討を続け、2009年3月2日に改定基準が制定されました。

主な変更点は以下の4点です。

- ①折り畳み時に幼児の手指を挟み込む事故への対策
- ②公共交通機関での安全な利用
- ③走行衝撃振動試験の強化
- ④欧米規格との整合を踏まえた適用対象の見直し

◇ SGマークとは

- ・一般財団法人製品安全協会と協会に委託された検査機関で認証を受けた製品に事業者が貼付できるマークのことです。
- ・認証には、一般財団法人製品安全協会が定める方法（検査又は審査＋試験）でSG基準に適合することを確認する必要があります。
- ・製品上の欠陥で事故が発生した場合には、一般財団法人製品安全協会の責任で補償されます。



図 SGマーク

2. BAAマークについて

品質・安全性についての基準に適合した自転車には認証マーク（BAAマーク）が貼付されています。購入の際には参考にしましょう。

◇ BAAマークとは

- ・一般社団法人自転車協会が制定した自転車安全基準に適合した自転車のみ貼付することできるマークのことです。
- ・自転車安全基準は、JISをベースとし、加えてJISにない要件（例えば、ライトに関しては自動点灯または手元操作可能なライトに限定）やJISより厳しい基準値（例えば、雨天時ブレーキをかけて停止するまでの制動距離の短縮化）等安全性を高めている基準です。
- ・スポーツ車（MTB類形車除く）、MTB類形車、シティ車、折り畳み車、幼児車、電動アシスト自転車、幼児2人同乗用自転車について自転車安全基準があります。
- ・代表的なシティ車の場合、安全性に影響の高い16項目（ブレーキ制動性能、フレームの強度、駆動部の強度、前照灯の光度、リフレクターの反射性能等）については、自転車協会が認定した検査

機関で適合性検査を受けなければなりません。残りの検査項目については、必ずしも自転車協会が認定している検査機関で検査を受ける必要はありませんが、自社の責任で自転車安全基準に適合していることを確認する義務があり、その旨自転車協会に書類を提出する必要があります。

- ・製造上の欠陥で事故が発生した場合には、事業者の責任で補償されます。



図 BAAマーク

3. STマークについて

- ・一般社団法人日本玩具協会が1971年に「おもちゃの安全基準」を制定し、形状や強度、さらには材料の安全性など、この基準に合格した玩具に「ST（セーフティ・Toy）マーク」が付けられています。
- ・基準の検査では、おもちゃの先端が鋭くないか、子どもものどを通らないか、身につけるものでは燃えやすい材質になっていないか、有害な材質が使われていないか（食品衛生法玩具規制のほか、ISO8124（玩具安全国際基準）等も検査項目に取り入れられています）といったことが検査されています。
- ・STマークは、ST基準に適合すると認められた玩具のパッケージや本体に表示されます。また、STマーク付きの玩具には注意表示とともに、日本玩具協会が定める絵記号である「注意表示マーク」がついています。
- ・STマーク付玩具で万一事故が起こった場合に、企業が支払う損害賠償に対する賠償責任補償共済制度を設けています。



図 STマーク

STマーク付の玩具には、注意表示とともに、絵記号による各メーカー統一の注意表示マークが付いています。



図 STマーク付き玩具の注意表示マーク

以上